

(新旧対照条文一覧)

○株式会社商工組合中央金庫法施行令(平成十九年政令第三百六十七号)	【第一条関係】	1
○中小企業等協同組合法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)	【第二条関係】	26
○農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)	【第三条関係】	28
○金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)	【第四条関係】	30
○信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百二十二号)	【第五条関係】	32
○特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)	【第六条関係】	34
○銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)	【第七条関係】	50
○協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)	【第八条関係】	52
○労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第四十六号)	【第九条関係】	54
○貸金業法施行令(昭和五十八年政令第八十一号)	【第十条関係】	56
○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)	【第十一条関係】	58
○水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号)	【第十二条関係】	61
○保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)	【第十三条関係】	63
○金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十四号)	【第十四条関係】	65
○農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第二百八十五号)	【第十五条関係】	67
○信託業法施行令(平成十六年政令第四百二十七号)	【第十六条関係】	69
○無尽業法施行令(平成二十一年政令第三百七号)	【第十七条関係】	71
○資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号)	【第十八条関係】	73
○金融庁設置法第四条第一項第三号コに規定する指定紛争解決機関を定める政令(平成二十一年政令第三百八号)	【第十九条関係】	75

改正案		現行	
<p>2 （略）</p>		<p>2 （議決権のある株式の株主の資格等） 第二条 法第六条第一項第十二号に規定する政令で定める団体及びその直接又は間接の構成員は、次に掲げるものとする。 一 都道府県中小企業団体中央会若しくは全国中小企業団体中央会又はそれらの直接若しくは間接の構成員 二 商工会議所又は日本商工会議所 三 商工会、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会</p>	
<p>2 （略）</p>		<p>2 （議決権のある株式の株主の資格等） 第二条 法第六条第一項第十二号に規定する政令で定める団体及びその直接又は間接の構成員は、次に掲げるものとする。 一 都道府県中小企業団体中央会若しくは全国中小企業団体中央会又はそれらの直接若しくは間接の構成員 二 商工会議所又は日本商工会議所 三 商工会、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会</p>	
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えらるる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>株式会社商工組合 中央金庫法第六 第六項</p>
<p>第百五十五条第六号、 第四百六十一条第一項 第五号及び第四百六十 五条第一項第七号</p>	<p>第百七十六条 第一項</p>		

（業務の範囲）
 第五条 （略）

2 | 法第二十一条第三項第十号に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 法第六条第一項第四号から第九号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株主であるものが、その定款の変更以外の事由により、それぞれ当該各号に掲げる者以外の者となつたこと。

二 法第六条第一号から第九号までに掲げる者であつて商工組

第百七十五条第一項 第百七十七条第一項から第三項まで及び第五項	次条第一項 前条第一項	
第百六十八条第一項、第百七十一条本文、第百七十五条及び第百七十六条	この法律	株式会社商工組合中央金庫法第六条第七項の規定により読み替えて準用するこの法律

（業務の範囲）
 第五条 商工組合中央金庫が法第二十一条第三項の規定により行う資金の貸付け及び手形の割引（同項第六号に掲げる者に対する短期貸付け及び手形の割引を除く。）の額の合計額は、商工組合中央金庫の資金の貸付け及び手形の割引（同号に掲げる者に対する短期貸付け及び手形の割引を除く。）の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

（新設）

合中央金庫の株主であるもの（以下この項において「融資対象株主」という。）の直接又は間接の構成員が、当該融資対象株主に係る次に掲げる事由により、当該融資対象株主の直接又は間接の構成員でなくなったこと。

イ 定款の変更

ロ 構成員を有さない法人その他の団体への変更

ハ 定款で定める存続期間又は存立時期の満了その他これらに類する事由以外の事由による解散

ニ 前号に掲げる事由（当該構成員の責めに帰すべき場合を除く。）

三 融資対象株主の間接の構成員が、その加入する当該融資対象株主の直接の構成員に係る次に掲げる事由により、当該融資対象株主の間接の構成員でなくなったこと。

イ 前号イからハまでに掲げる事由

ロ 当該融資対象株主である者からの脱退

3 | 商工組合中央金庫は、前項に規定する事由により融資対象団体等でなくなった者に対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができない。

4 | 法第二十一条第四項第九号に掲げる業務に関しては、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第四十二条第七項その他の法令の規定で、債券等（預金保険法第四十二条第一項の規定により発行する預金保険機構債その他の債券をいう。以下この項において同じ。）の発行その他の債券等に関する事務の委託に係るものの適用については、商工組合中央金庫をこれらの委託を受けることができる銀行とみなす。

（新設）

2 | 法第二十一条第四項第九号に掲げる業務に関しては、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第四十二条第七項その他の法令の規定で、債券等（預金保険法第四十二条第一項の規定により発行する預金保険機構債その他の債券をいう。以下同じ。）の発行その他の債券等に関する事務の委託に係るものの適用については、商工組合中央金庫をこれらの委託を受けることができる銀行とみなす。

(同一人に対する信用の供与等)

第六条 法第二十六条第一項本文に規定する政令で定める特殊の
関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定め
る特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自
身」という。)が商工組合中央金庫の合算子法人等又は合算関
連法人等でない場合に掲げる者(商工組合中央金庫の合算
子法人等及び合算関連法人等を除く。第十項第四号及び第十一
項第五号において「受信合算対象者」という。)とする。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の合算子法人等

ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等(会社、組
合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相
当するものを含む。))をいう。以下この条及び次条におい
て同じ。)及び当該法人等に準ずる者として主務省令で定
める者

ハ ロに掲げる者の合算子法人等(当該同一人自身及びイ又
はロに掲げる者に該当するものを除く。)

ニ 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連
法人等(当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該
当するものを除く。)

ホ 会社以外の者(国及び外国政府を除く。へ及び次号にお
いて同じ。)であつて、当該同一人自身の総株主等の議決
権(法第二十一条第三項第三号に規定する総株主等の議決
権をいう。以下この条において同じ。)の百分の五十を超
える議決権を保有するもの(ロに掲げる者に該当するもの

(同一人に対する信用の供与等)

第六条 法第二十六条第一項本文に規定する政令で定める特殊の
関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定め
る特殊の関係のある者を除く。以下「同一人自身」という。)
が商工組合中央金庫の子会社(法第二十三条第二項に規定する
子会社をいう。次条第一項第一号において同じ。)でない場合
の次に掲げる者(以下「受信合算対象者」という。)とする。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の子会社

ロ 当該同一人自身を子会社とする会社

ハ ロに掲げる会社の子会社(当該同一人自身及びイ又はロ
に掲げる会社に該当するものを除く。)

(新設)

ニ 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議
決権(法第二十一条第三項第三号に規定する総株主等の議
決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を
保有するもの

を除く。)

ヘ 会社以外の者であつて、ロに掲げる者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するもの(ロに掲げる者に該当するものを除く。)

ト ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該同一人自身及びイからへまでに掲げる者に該当するものを除く。)

チ トに掲げる者の合算子法人等又は合算関連法人等(当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。)

リ 当該同一人自身、次に掲げる会社(第六項において「合算会社」という。) 又はホ若しくはへに掲げる者(へに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者に限る。(4)において同じ。) がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社(当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる会社に該当するものを除く。)

(1) 当該同一人自身の子会社

(2) 当該同一人自身を子会社とする会社

(3) (2)に掲げる会社の子会社(当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。)

(4) ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社(当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。) 及び当該会

ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するもの

ヘ ニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社(当該同一人自身及びロに掲げる会社に該当するものを除く。) 及び当該会社の子会社

(新設)

ト 当該同一人自身、イからハまで若しくはへに掲げる会社(以下「合算会社」という。) 又はニ若しくはホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社(イからハまで又はへに掲げる会社に該当するものを除く。)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

社の子会社

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（ロ及び第六項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる者に該当するものを除く。）

2 | 前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等という。

一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下この号及び次条第二項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この号及び次号において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（以下「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる会社に該当するものを除く。）

（新設）

二 子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

3 | 第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

4 | 第一項第一号及び第二項第二号に規定する「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 | 法第十四条の規定は、第一項、第二項第二号及び前項の議決

（新設）

2 | 前項第一号に規定する「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 | 法第四十条第八項の規定は、第一項各号の場合においてこれ

権の割合を算定する場合について準用する。この場合において、同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読み替えるものとする。

6 第一項第一号リに掲げる者及び同項第二号ロに掲げる者は、これらの規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

7 法第二十六条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 四 （略）

8 法第二十六条第一項本文及び第二項前段に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の区分とする。

一 法第二十六条第一項本文に規定する同一人（第十項及び第十一項において「同一人」という。）に対する信用の供与等

（削る）
（削る）

らの規定に規定する者が保有する議決権及び前項の場合において会社又はその子会社が保有する議決権について準用する。

4 第一項第一号トに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、これらの規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

5 法第二十六条第一項本文に規定する信用の供与又は出資として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸出金として主務省令で定めるもの
二 債務の保証として主務省令で定めるもの
三 出資として主務省令で定めるもの
四 前三号に掲げるものに類するものとして主務省令で定めるもの

6 法第二十六条第一項本文及び第二項前段に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）の区分とする。

一 法第二十六条第一項本文に規定する同一人（以下この項、第八項及び第九項において「同一人」という。）に対する信用の供与等

二 同一人自身に対する信用の供与等
三 商工組合中央金庫の総株主の議決権の百分の二十以上の議決権の保有者が同一人自身である場合における当該保有者に係る同一人に対する信用の供与等

二 商工組合中央金庫の総株主の議決権の百分の二十以上の議決権の保有者に対する信用の供与等

9 法第二十六条第一項本文及び第二項前段に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

二 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の十五

(削る)

(削る)

10 法第二十六条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び次項において「債務者等」という。）であつて次号及び第三号の規定に該当するもの以外のものの事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、商工組合中央金庫が当該債務者等に対して法第二十六条第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 四 (略)

四 商工組合中央金庫の総株主の議決権の百分の二十以上の議決権の保有者に対する信用の供与等

7 法第二十六条第一項本文及び第二項前段に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十

二 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

三 前項第三号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

四 前項第四号に掲げる信用の供与等 百分の十五

8 法第二十六条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者（以下「債務者等」という。）であつて次号及び第三号の規定に該当するもの以外のものの事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、商工組合中央金庫が当該債務者等に対して法第二十六条第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業その他の主務省令で定める国民経済上特に緊要な事業を行つてゐる債務者等に対して、商工組合中央金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

三 主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直

五 前各号に掲げるもののほか、商工組合中央金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしな^レないこととすれば商工組合中央金庫又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

11 法第二十六条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、商工組合中央金庫及びその子会社等（法第二十六条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしな^レないこととすれば、当該債務者等の事業（前項第二号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 五（略）

接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う債務者等（融資対象団体等が主たる出資者となつてゐるものであつて主務省令で定める要件に該当するものに限る。）に対して、商工組合中央金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしな^レないこととすれば、融資対象団体等の健全な発達に支障を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加はるることにより、商工組合中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由

9 法第二十六条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、商工組合中央金庫及びその子会社等（法第二十六条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしな^レないこととすれば、当該債務者等の事業（前項第二号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 商工組合中央金庫が新たに子会社等を有することとなるこ

12

六 前各号に掲げるもののほか、商工組合中央金庫及びその子会社等又は商工組合中央金庫の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざることとすれば商工組合中央金庫及びその子会社等若しくは商工組合中央金庫の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

法第二十六条第三項第一号に規定する政令で定める信用の供

10

法第二十六条第三項に規定する政令で定める信用の供与等は

- とにより、商工組合中央金庫及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。
- 三 前項第二号に規定する債務者等に対して、商工組合中央金庫及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。
- 四 前項第三号に規定する債務者等に対して、商工組合中央金庫及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、融資対象団体等の健全な発達に支障を生ずるおそれがあること。
- 五 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、商工組合中央金庫及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。
- 六 前各号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由

与等は、次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一～三 （略）

四 日本銀行
五 外国政府、外国の中央銀行又は国際機関で、主務大臣の定めるもの

13 法第二十六条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う商工組合中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

（商工組合中央金庫の特定関係者）
第七条 （略）

、次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人

二 特別の法律により設立された法人（前号に該当する法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

三 特別の法律により設立された法人（前二号に該当する法人を除く。）で主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行うもののうち、主務大臣の定めるもの

（新設）
（新設）

（新設）

（商工組合中央金庫の特定関係者）
第七条 法第二十七条本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。
一 商工組合中央金庫の子会社その他の子法人等及び関連法人等

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、同項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 (略)

二 商工組合中央金庫の総株主の議決権の百分の二十以上の議決権の保有者
三 代理組合等（法第二十七条に規定する代理組合等をいう。以下同じ。）並びに代理組合等の子法人等及び関連法人等（前二号に掲げる者を除く。）
四 代理組合等を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（商工組合中央金庫及び前三号に掲げる者を除く。）

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主總會その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、同項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項及び次条第一項第一号において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して

(子金融機関等の範囲)

第八条 (略)

2 (略)

(特定預金等契約の相手方に対する情報通信の技術を利用した提供)

重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

(子金融機関等の範囲)

第七条の二 法第二十八条の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 商工組合中央金庫の子法人等
- 二 商工組合中央金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をいう。）

2 法第二十八条の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

- 一 金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者
- 二 金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者
- 三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び前二号に掲げる者を除く。）

(特定預金等契約の相手方に対する情報通信の技術を利用した提供)

第九条 商工組合中央金庫は、法第二十九条において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十条の二第四項（準用金融商品取引法第三十条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十条の四第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

（特定預金等契約の相手方からの情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十条 商工組合中央金庫は、準用金融商品取引法第三十条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十条の三第三項（準用金融商品取引法第三十条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十条の二第十

第八条 商工組合中央金庫は、法第二十九条において準用する金融商品取引法（以下この条から第十条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十条の二第四項（準用金融商品取引法第三十条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十条の四第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た商工組合中央金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定預金等契約の相手方からの情報通信の技術を利用した同意の取得）

第九条 商工組合中央金庫は、準用金融商品取引法第三十条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十条の三第三項（準用金融商品取引法第三十条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十条の二第十一項の規定によ

一項又は準用金融商品取引法第三十四条の三第二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による書面による同意に代えて準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する主務省令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

（特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項

）
第十一条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定預金等契約（法第二十九条に規定する特定預金等契約をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定す

る書面による同意に代えて同条第十二項に規定する主務省令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た商工組合中央金庫は、当該相手

方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項

）
第十条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定預金等契約（法第二十九条に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定す

る金融商品市場をいう。次項第一号において同じ。)における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

三 (略)

2 (略)

(商工組合中央金庫が行う特定預金等契約の締結について準用

る金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二十三条に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。)を除く。)の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして主務省令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定めるもの

(商工組合中央金庫が行う特定預金等契約の締結について準用

する金融商品取引法の規定の読替え)

第十二条 (略)

する金融商品取引法の規定の読替え)

第十一条 法第二十九条の規定において商工組合中央金庫が行う特定預金等契約の締結について金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号

(休日)

第十三条 (略)

(休日)

第十二条 法第三十一条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 二 十二月三十一日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 三 土曜日

2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、商工組合中央金庫の営業所の休日とすることができる。

2 前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日は、商工組合中央金庫の営業所の休日とすることができる。

一 (略)

二 商工組合中央金庫の本店その他の主務省令で定める営業所につき、当該営業所の休日としても商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして主務大臣が承認した日

三 商工組合中央金庫がその営業所(前号に規定する営業所を除く。)の休日として主務大臣に届出をした日

3 商工組合中央金庫は、前項第二号又は第三号に掲げる日をその営業所の休日とするときは、その旨を当該営業所の店頭に掲示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこと)をいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(準備金の範囲)

第十四条 (略)

一 商工組合中央金庫の営業所の所在地における一般の休日に当たる日で当該営業所の休日として主務大臣が告示した日

二 商工組合中央金庫の営業所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所につき主務大臣が承認した日

(新設)

3 商工組合中央金庫は、前項第二号に掲げる日をその営業所の休日とするときは、その旨を当該営業所の店頭に掲示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこと)をいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(準備金の範囲)

第十三条 法第三十三条に規定する準備金として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 特別準備金
- 二 資本準備金
- 三 利益準備金
- 四 任意積立金その他の剰余金のうち主務大臣の定めるもの
- 五 貸倒引当金その他の引当金のうち主務大臣の定めるもの

(納付の手續)

第十五条 (略)

(削る)

(主務大臣の監督)

第十六条 この政令における主務大臣は、経済産業大臣及び財務大臣とする。ただし、第六条第十二項第三号及び第五号、第十三条第二項、第十四条並びに第十八条第一項に規定する主務大臣は、経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

2 この政令における主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。ただし、第六条第一項から第三項まで、第七項、第十項及び第十一項、第七条第二項及び第三項、第九条第一項、第十条第一項、第十一条、第十三条第二項及び第三項並びに第十八条第二項に規定する主務省令は、経済産業省令・財務省令・内閣府令とする。

3 内閣総理大臣は、第六条第十二項第三号及び第五号、第十三条第二項、第十四条並びに第十八条第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 (略)

(納付の手續)

第十四条 法第四十五条第一項の規定による納付金は、主務大臣が定めるところにより、一般会計又は財政投融资特別会計の投融资勘定に帰属させるものとする。

(剰余金の配当の特例)

第十五条 法第五十条の政令で定める割合は、十分の十とする。

(主務大臣の監督)

第十六条 この政令における主務大臣は、経済産業大臣及び財務大臣とする。ただし、第十二条第二項、第十三条及び第十八条第一項に規定する主務大臣は、経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

2 この政令における主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。ただし、第六条第五項、第八項及び第九項、第七条第二項及び第三項、第八条第一項、第九条第一項、第十条、第十二条第三項並びに第十八条第二項に規定する主務省令は、経済産業省令・財務省令・内閣府令とする。

3 内閣総理大臣は、第十二条第二項、第十三条及び第十八条第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 法第五十六条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、商工組合中央金庫の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5 前項各号に掲げる権限で商工組合中央金庫の本店以外の営業所その他の施設（代理組合等の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又はその子法人等（法第五十七条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方以外の者で商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この項及び次項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

6 〃 9 （略）

一 法第五十七条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め
二 法第五十八条第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

5 前項各号に掲げる権限で商工組合中央金庫の本店以外の営業所その他の施設（代理組合等の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又はその子法人等（法第五十七条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方以外の者で商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者（以下「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

6 前項の規定により、商工組合中央金庫の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、商工組合中央金庫の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

7 法第五十六条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第六十条の四第一項に規定する登録申請者をいう。）又は商工組合中央金庫電子

決済等代行業者（法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第六十条の三十二第五項の規定により当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。以下この条及び第二十一条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）も行うことができる。

- 一 法第六十条の四第一項の規定による登録申請書の受理
- 二 法第六十条の五第一項及び第六十条の七第二項の規定による登録
- 三 法第六十条の五第二項及び第六十条の六第二項の規定による通知
- 四 法第六十条の五第三項及び第六十条の三十二第三項の規定による公衆への縦覧
- 五 法第六十条の六第一項の規定による登録の拒否
- 六 法第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の九第一項並びに第六十条の三十二第二項の規定による届

- 出の受理並びに法第六十条の十五の規定による報告書の受理
- 七 法第六十条の十六第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め
- 八 法第六十条の十七第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
- 九 法第六十条の十八の規定による命令
- 十 法第六十条の十九第一項及び第二項並びに第六十条の三十二第四項の規定による処分
- 十一 法第六十条の二十の規定による登録の抹消
- 8 前項第七号及び第八号に掲げる権限で商工組合中央金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 9 前項の規定により、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

指定)

第二十二條 法第六十條の三十五第一項第二号及び第四号二並びに法第六十條の三十七第一項において準用する銀行法第五十二條の六十六及び第五十二條の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

一 金融商品取引法第五十六條の三十九第一項の規定による指定

二 次条各号に掲げる指定

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第二十三條 法第六十條の三十七第一項において準用する銀行法第五十二條の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五條の二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二條の二第一項の規定による指定

三 農業協同組合法第九十二條の六第一項の規定による指定

四 水産業協同組合法第一百八條第一項の規定による指定

五 中小企業等協同組合法第六十九條の二第一項の規定による指定

六 協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の十二第一項の規定による指定

七 信用金庫法第八十五條の十二第一項の規定による指定

八 長期信用銀行法第十六條の八第一項の規定による指定

九 労働金庫法第八十九條の十三第一項の規定による指定

(新設)

(新設)

十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の

三十九第一項の規定による指定

十二 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

第五十一条第一項の規定による指定

十四 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十五 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の

二第一項の規定による指定

十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

第九十九条第一項の規定による指定

附 則

（納付の手續）

2 法附則第二条の三第一項の危機対応準備金の額が計上されている場合における第十五条の規定の適用については、同条中「第四十五条第一項」とあるのは、「第四十五条第一項又は附則第二条の五」とする。

附 則

（納付の手續）

2 法附則第二条の六第一項の危機対応準備金の額が計上されている場合における第十四条の規定の適用については、同条中「第四十五条第一項」とあるのは、「第四十五条第一項又は附則第二条の八」とする。

十五 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三十五第一項の規定による指定

十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第五十一条第一項の規定による指定

十三 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定（新設）

十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第五十二条 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一〜十四 （略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第五十二条 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定</p> <p>三 水産業協同組合法第百八条第一項の規定による指定</p> <p>四 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定</p> <p>五 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定</p> <p>六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定</p> <p>七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定</p> <p>八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定</p> <p>九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定</p> <p>十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定</p>

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の
規定による指定

十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第九十九条第一項の規定による指定

十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
第五十一条第一項の規定による指定

十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
（新設）

十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第九十九条第一項の規定による指定

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第十九条の九 法第五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 一〇四（略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第十九条の九 法第五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項の規定による指定</p> <p>三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定</p> <p>四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定</p> <p>五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定</p> <p>六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定</p> <p>七 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定</p> <p>八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定</p> <p>九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定</p> <p>十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定</p> <p>十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定</p>

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の
規定による指定

十六 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指
定

十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
(新設)

十五 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指
定

改正案	現行
<p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第十三条の八 法第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 一〇十四（略）</p>	<p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第十三条の八 法第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定</p> <p>三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定</p> <p>四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定</p> <p>五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定</p> <p>六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定</p> <p>七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定</p> <p>八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定</p> <p>九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定</p> <p>十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定</p> <p>十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定</p>

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
（新設）

十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

改正案	現行
<p>別表第二（第十一条、第十二条関係） 一（四十四）（略）</p>	<p>別表第二（第十一条、第十二条関係） 一 軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者が同法第三条に規定する事業として行う役務の提供 二 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第二条第一項の免許を受けた無尽会社が行う同法第一条に規定する役務の提供及び同法第三十五条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供 三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関が行う同項に規定する役務の提供又は同項に規定する事業若しくは業務として行う役務の提供及び同法第十二条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供 四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。） 農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において</p>

単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、同法第五十二条の六十の八第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。以下同じ。）が行う農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者が行う同条第三十五項に規定する信用格付業に係る商品の販売又は役務の提供、同法第三十五条第一項に規定する金融商品取引業者が行う同項各号に掲げる業務に係る特定権利の販売若しくは役務の提供（同項第五号、第六号、第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げるもの並びに同法第二条第八項に規定する金融商品取引業として行うものを除く。）又は同法第三十五条第一項に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者が行う同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務に係る特定権利の販売又は役務の提供、同法第六十三条の九第四項に規定する海

外投資家等特例業務届出者が行う同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務に係る特定権利の販売又は役務の提供、同法第五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十一項に規定する紛争解決等業務に係る役務の提供及び同法附則第三条の三第一項に規定する外国投資運用業者が行う同条第五項に規定する移行期間特例業務に係る特定権利の販売又は役務の提供

六 公認会計士が行う公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二条第一項又は第二項に規定する役務の提供、同法第二十六条の二第五項に規定する外国公認会計士が行う同法第二十一条又は第二項に規定する役務の提供及び同法第三十四条の二の二第一項に規定する監査法人が同法第三十四条の五に規定する業務として行う役務の提供（同条第二号に掲げるものを除く。）

七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第百八条第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、水産業協同組合法第百十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第百十条第二項に規定する役務の提供、同法第百十六条第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第百十条第

二項に規定する役務の提供及び同法第一百八条第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

八 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六十九条の二第二項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第六項第一号に規定する役務の提供

九 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第六條の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者が行う同法第六條の四の三第二項に規定する役務の提供、同法第六條の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者（以下この号において単に「信用協同組合電子決済等代行業者」という。）が行う同法第六條の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第六條の四の四第二項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる信用協同組合電子決済等取扱業者が行う同法第六條の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第六條の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第六條の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第六條の五の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役

務の提供

十 海上運送法第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者が同法第二条第五項に規定する事業として行う役務（同法第十九条の四第一項に規定する事業として行う役務を除く。）の提供及び同法第二十一条第一項の許可を受けた同法第二十一条の二に規定する旅客不定期航路事業者が同法第二十一条第一項に規定する事業として行う役務の提供

十一 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十六号に規定する放送事業者が行う同条第一号に規定する役務の提供

十二 司法書士が行う司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第二十六条に規定する司法書士法人が同法第二十九条第一項に規定する業務として行う役務の提供

十三 土地家屋調査士が行う土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第百二十八号）第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第二十六条に規定する土地家屋調査士法人が同法第二十九条第一項に規定する業務として行う役務の提供

十四 商品先物取引法（昭和二十五年法律第百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者が行う同条第二十二項に規定する商品の販売又は役務の提供及び同条第二十九項に規定する商品先物取引仲介業者が行う同条第二十八項に規定する役務の提供

十五 行政書士が行う行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項又は第一条の三に規定する役務の提供及び

同法第十三条の三に規定する行政書士法人が同法第十三条の六に規定する業務として行う役務の提供

十六 道路運送法第四条第一項の許可を受けた同法第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者が同法第三条第一号に規定する事業として行う役務の提供

十七 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者が行う自動車の点検又は整備

十八 税理士が行う税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項若しくは第二項又は第二条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第四十八条の二に規定する税理士法人が同法第四十八条の五に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十八条の六に規定する役務の提供

十九 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、信用金庫法第八十五条の三の二第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者が行う同法第八十五条の三第二項に規定する役務の提供、同法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「信用金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供、同法第八十五条の三の二第二項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる信用金庫

電子決済等取扱業者が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供、同法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供及び同法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十 内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）第七条第一項に規定する内航海運業者が行う同法第二条第二項に規定する役務の提供

二十一 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行が行う同法第六条第一項から第三項まで若しくは第八条に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第六条第二項若しくは第三項若しくは第六条の二に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第十条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者が行う同法第二項に規定する役務の提供又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者が行う同法第二条第十八項に規定する役務の提供、同法第二百二十六条第一項に規定する外国人国際航空運送事業者が行う同法第二百二十九条第一項に規定する役務の提供及び同法第三百三十条の二の許可を受

けた者が行う同条に規定する役務の提供

二十三 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十四条第三項において準用する同条第四項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、労働金庫法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「労働金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第八十九条の五第二項に規定する役務の提供、同法第八十九条の十二第六項の規定により労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第八十九条の五第二項に規定する役務の提供及び同法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十四 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第七条第一項に規定する倉庫業者が行う同法第二条第二項に規定する役務の提供

二十五 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第一百五条に規定する国民年金基金が行う同法第二百二十八条第一項に規定する役務の提供

二十六 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）第三十条第一項に規定する包括信用購入あつせん業者が行う同法第三条第三項に規定する役務の提供及び同法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あつせん業者が行う同法第

二条第四項に規定する役務の提供

二十七 社会保険労務士が行う社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項又は第二条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人が同法第二十五条の九第一項に規定する業務として行う役務の提供又は同法第二十五条の九の二に規定する役務の提供

二十八 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百一十一号）第二条第四号に規定する積立式宅地建物販売業者が行う同条第二号に規定する商品の販売又は役務の提供

二十九 銀行法第二条第一項に規定する銀行が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第十二条第十五項に規定する銀行代理業者が行う同法第十四項に規定する役務の提供又は同法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、同法第二条第十八項に規定する電子決済等取扱業者が行う同法第二十六項に規定する役務の提供、電子決済等代行業者が行う同法第二十一項に規定する役務の提供、同法第二十四項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第三十項に規定する役務の提供及び同法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供

三十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者が行う同条第一項に規定する役務の提供及び同条第十八項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十二項に規定する役務の提供

三十一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が行う同条第四号に規定する役務の提供

三十二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者が同法第二条第一項に規定する事業として行う役務の提供及び同法第三十四条の二第一項に規定する索道事業者が行う同法第二条第五項に規定する役務の提供

三十三 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者が行う同法第二条第七項に規定する役務の提供及び同法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者が行う同法第二条第八項に規定する役務の提供

三十四 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者が行う同法第二条第二項に規定する役務の提供及び同法第三十六条第一項に規定する貨物軽自動車運送事業者が行う同法第二条第四項に規定する役務の提供

三十五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者が行う同条第三項に規定する役務の提供

三十六 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第

二条第五項に規定する不動産特定共同事業者が行う同条第四項に規定する役務の提供及び同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者が行う同条第六項に規定する役務の提供

三十七 保険業法第二条第二項に規定する保険会社が行う同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第三項に規定する生命保険会社にあつては、同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第百条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（以下この号において単に「外国保険会社等」という。）が行う同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等にあつては、同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第九十九条において準用する同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第百条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者が同法第二百七十二條の十一第一項又は第二項に規定する事業又は業務として行う商品の販売又は役務の提供、同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人が行う同項に規定する役務の提供、同条第二十八項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第四十項に規定する役務の提供、同法第二百四十条第一

項の規定により外国保険会社等とみなされる同法第二百十九条第一項に規定する引受社員（同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人（以下この号において単に「免許特定法人」という。）の社員である者に限る。以下この号において同じ。）が行う同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二百十九条第四項に規定する特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、同法第九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第九十九条において準用する同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくはは第百条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供及び同法第二百七十六条に規定する特定保険募集人（同法第二条第十九項に規定する生命保険会社の役員若しくは使用人又はこれらの者の使用人、同項に規定する生命保険会社の委託を受けた者の役員又は使用人、同条第二十二項に規定する少額短期保険業者の役員又は使用人及び同項に規定する少額短期保険業者の委託を受けた者の役員又は使用人である者を除く。）が行う同法第二条第二十六項に規定する役務の提供

三十八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）
第二条第三項に規定する特定目的会社が行う同条第二項に規定する特定権利の販売又は役務の提供、同法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人が行う同項に規定する役務の提供及び同法第二百二十四条に規定する原委託者が行う同法第二百

八十六条第一項に規定する特定権利の販売又は役務の提供

三十九 弁理士が行う弁理士法（平成十二年法律第四十九号）

第四条、第五条第一項、第六条又は第六条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第三十七条第一項に規定する弁理士法人が行う同法第四十条に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十一条に規定する役務の提供

四十 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第八項に規定する金融サービス仲介業務に係る役務の提供及び同条第九項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十二項に規定する役務の提供

四十一 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）
第二条第二項に規定する自動車運転代行業者が行う同条第一項に規定する役務の提供

四十二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
第九十条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十五条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、農林中央金庫法第九十条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「農林中央金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十五条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十五条の五の九第六項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決

四十五 株式会社商工組合中央金庫が行う株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第一項、第三項、第四項若しくは第七項若しくは第三十三条に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第二十一条第四項若しくは第七項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「商工組合中央金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同条第一項に規定

済等代行業者が行う同法第九十五条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二項に規定する役務の提供

四十三 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者が行う同条第三号に規定する役務の提供

四十四 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社が行う同条第一項若しくは第三項に規定する役務の提供又は同法第二十一条第一項若しくは第二項に規定する事業若しくは業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第六項に規定する外国信託会社が行う同条第一項若しくは第三項に規定する役務の提供又は同法第六十三条第二項において準用する同法第二十一条第一項若しくは第二項に規定する事業若しくは業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第九項に規定する信託契約代理店が行う同条第八項に規定する役務の提供及び同条第十項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十四項に規定する役務の提供

四十五 株式会社商工組合中央金庫が行う株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第一項、第三項、第四項若しくは第七項若しくは第三十三条に規定する販売若しくは役務の提供又は同法第二十一条第四項若しくは第七項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「商工組合中央金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同条第一項に規定

する役務の提供、同法第六十条の三十二第五項の規定により
商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済
等代行業者が行う同法第六十条の二第一項に規定する役務の
提供及び同法第六十条の三十五第一項第八号に規定する指定

紛争解決機関が行う同条第二項に規定する役務の提供

四十六～四十九 (略)

する役務の提供及び同法第六十条の三十二第五項の規定によ
り商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決
済等代行業者が行う同法第六十条の二第一項に規定する役務
の提供

四十六 電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第
二項に規定する電子債権記録機関が同法第五十七条に規定す
る事業又は業務として行う役務の提供

四十七 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号
)第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法
第三条第一項に規定する商品(当該前払式支払手段発行者が
発行するものに限る。)の販売又は同項に規定する前払式支
払手段(当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。
)の発行に係る役務の提供、同法第二条第三項に規定する資
金移動業者が同条第二項に規定する事業として行う商品の販
売又は役務の提供、同条第十二項に規定する電子決済手段等
取引業者(以下この号において単に「電子決済手段等取引業
者」という。)が行う同条第十項に規定する役務の提供、同
条第十六項に規定する暗号資産交換業者が行う同条第十五項
に規定する役務の提供、同条第二十三項に規定する指定紛争
解決機関が行う同条第二十四項に規定する役務の提供、同条
第二十七項に規定する特定信託会社(同法第三十七条の第二
三項の規定による届出をしたものに限る。)が同法第二条第
二項に規定する事業として行う役務の提供及び同法第六十二
条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなさ
れる発行者が行う同法第二条第十一項に規定する役務の提供

四十八 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の
裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号
）第二条第十号に規定する特定適格消費者団体が同法第七十
一条第二項に規定する業務として行う役務の提供
四十九 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二
条第十項に規定する住宅宿泊仲介業者が行う同条第八項に規
定する役務の提供

改正案	現行
<p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第十六条の十六 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 一〇十四（略）</p>	<p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第十六条の十六 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定 七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定 八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定 九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定 十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定 十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定</p>

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の
規定による指定

十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第九十九条第一項の規定による指定

十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
十四 信託業法（平成十六年法律第五百五十四号）第八十五条の
二第一項の規定による指定
（新設）

十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第九十九条第一項の規定による指定

改正案	現行
<p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第五十五条の十九 法第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 一 〇 一 四 （略）</p>	<p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第五十五条の十九 法第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定</p> <p>三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定</p> <p>四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定</p> <p>五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定</p> <p>六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定</p> <p>七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定</p> <p>八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定</p> <p>九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定</p> <p>十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定</p> <p>十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定</p>

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の
規定による指定

十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第九十九条第一項の規定による指定

十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
十四 信託業法（平成十六年法律第五百五十四号）第八十五条の
二第一項の規定による指定
（新設）

十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第九十九条第一項の規定による指定

改正案	現行
<p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第七条の二の七 法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 一〇十四（略）</p>	<p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第七条の二の七 法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定</p> <p>三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定</p> <p>四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定</p> <p>五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定</p> <p>六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定</p> <p>七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定</p> <p>八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定</p> <p>九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定</p> <p>十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定</p> <p>十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</p>

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の
規定による指定

十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第九十九条第一項の規定による指定

第五十一条第一項の規定による指定

十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
（新設）

十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第九十九条第一項の規定による指定

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 一〇十四（略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定</p> <p>三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第九十条の六第一項の規定による指定</p> <p>四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百八条第一項の規定による指定</p> <p>五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の二第一項の規定による指定</p> <p>六 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十二第一項の規定による指定</p> <p>七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定</p> <p>八 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定</p> <p>九 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項の規定による指定</p> <p>十 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十</p>

十五 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三十五第一項の規定による指定

十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

二第一項の規定による指定

十一 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の二第一項の規定による指定

十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

十三 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十四 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定
（新設）

十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

改正案	現行
<p>（同一人に対する信用の供与）</p> <p>第十二条 信託業務を営む金融機関が元本補填付き金銭信託（法第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補填付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 第二条第二号の二に掲げる金融機関 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第六条第七項第一号に規定する貸出金</p> <p>三〇八 （略）</p>	<p>（同一人に対する信用の供与）</p> <p>第十二条 信託業務を営む金融機関が元本補填付き金銭信託（法第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補填付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。</p> <p>一 第二条第一号に掲げる金融機関 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第一号に規定する貸出金</p> <p>二 第二条第二号に掲げる金融機関 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条第六項第一号に規定する貸出金</p> <p>二の二 第二条第二号の二に掲げる金融機関 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第六条第五項第一号に規定する貸出金</p> <p>三 第二条第三号又は第十号に掲げる金融機関 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条第七項第一号に規定する貸出金</p> <p>四 第二条第四号又は第十一号に掲げる金融機関 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第七項第一号に規定する貸出金</p>

(名称の使用制限の適用除外)
第十五条 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。
一 一〇十四 (略)

五 第二条第五号又は第十二号に掲げる金融機関 協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第七項第一号に規定する貸出金
六 第二条第六号に掲げる金融機関 農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第二百八十五号)第七条第七項第一号に規定する貸出金
七 第二条第七号又は第十三号に掲げる金融機関 農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)第十条第七項第一号に規定する貸出金
八 第二条第八号、第九号、第十四号又は第十五号に掲げる金融機関 水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号)第十条第七項第一号(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。)に規定する貸出金

(名称の使用制限の適用除外)
第十五条 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。
一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定
二 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
三 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定
四 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
五 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

六 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定
七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定
九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百号）第五十一条第一項の規定による指定

十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
（新設）

十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の
規定による指定

十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第九十九条第一項の規定による指定

第五十一条第一項の規定による指定

十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
（新設）

十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第九十九条第一項の規定による指定

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外） 第四十四条の九 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 一〇十四（略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外） 第四十四条の九 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 六 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二第一項の規定による指定 七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定 八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定 九 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項の規定による指定 十 銀行法第五十二条の六十二第二項の規定による指定 十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定 十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</p>

十五 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三十五第一項の規定による指定

十六 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指定

（平成十二年法律第一百一号）第五十一条第一項の規定による指定

十三 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定（新設）

十五 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指定

改正案	現行
<p>（指定紛争解決機関に係る名称等の使用制限の適用除外）</p> <p>第四十二条 法第六十六条に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 一〇十四（略）</p>	<p>（指定紛争解決機関に係る名称等の使用制限の適用除外）</p> <p>第四十二条 法第六十六条に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項の規定による指定</p> <p>三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定</p> <p>四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定</p> <p>五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定</p> <p>六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定</p> <p>七 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定</p> <p>八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定</p> <p>九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定</p> <p>十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定</p> <p>十一 貸金業法第四十一条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>十二 保険業法第三百八条の二第二項の規定による指定</p> <p>十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定</p> <p>十四 信託業法第八十五条の二第二項の規定による指定</p>

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の
規定による指定
十六 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指
定

(新設)
十五 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指
定

改正案	現行
<p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第五十五条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 一〇十四（略）</p>	<p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第五十五条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定</p> <p>三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定</p> <p>四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定</p> <p>五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定</p> <p>六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定</p> <p>七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定</p> <p>八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定</p> <p>九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定</p> <p>十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定</p> <p>十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>十二 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定</p>

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の
規定による指定

十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第九十九条第一項の規定による指定

十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
第五十一条第一項の規定による指定

十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
（新設）

十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
第九十九条第一項の規定による指定

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外） 第十八条の五 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一〜十四（略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外） 第十八条の五 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定 七 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定 八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定 九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定 十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定 十一 貸金業法第四十一条の三十九第一項の規定による指定 十二 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定 十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定 十四 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定</p>

十五 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の
規定による指定
十六 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指
定

(新設)
十五 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指
定

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条 法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 一〇十四（略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条 法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定</p> <p>二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十条の六第一項の規定による指定</p> <p>三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百八条第一項の規定による指定</p> <p>四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六十九条の二第一項の規定による指定</p> <p>五 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の十二第一項の規定による指定</p> <p>六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定</p> <p>七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定</p> <p>八 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項の規定による指定</p> <p>九 銀行法第五十二条の六十二第二項の規定による指定</p> <p>十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三</p>

十五 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三十五第一項の規定による指定

十六 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

十九第一項の規定による指定

十一 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の二第一項の規定による指定

十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

十三 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十四 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定
（新設）

十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外） 第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 一五（略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外） 第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定 四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定 六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定 七 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定 八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定 九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定 十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定 十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定 十二 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定 十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定</p>

十六 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の
規定による指定

十四 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
十五 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
(新設)

○金融庁設置法第四条第一項第三号コに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）

【第十九条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>金融庁設置法第四条第一項第三号コの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 十六（略）</p>	<p>金融庁設置法第四条第一項第三号コの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定を受けた者</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定を受けた者</p> <p>三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第九十二条の六第一項の規定による指定を受けた者（同法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関に限る。）</p> <p>四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者</p> <p>五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百八条第一項の規定による指定を受けた者（同法第二百十条第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関に限る。）</p> <p>六 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第六十九条の二第一項の規定による指定を受けた者（同法第六十九条の四に規定する指定特定共済事業等紛争解決機関（同法第六十九条の二第二項第八号に規定する手続実施基本契約の締結の相手方となるべき同条第六項第三号に規定する特定共済事業協同組合等の組合員の資格として定款に定められる事業が金融庁長官の所管に属するものに限る。）及び同法第六十九条の五</p>

に規定する指定信用事業等紛争解決機関に限る。）

七 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十二第一項の規定による指定を受けた者

八 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定を受けた者

九 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定を受けた者

十 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項の規定による指定を受けた者

十一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた者

十二 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定を受けた者

十三 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の二第一項の規定による指定を受けた者

十四 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定を受けた者

十五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定を受けた者

十六 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定を受けた者

（新設）

十七 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第

十七 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

第六十条の三十五第一項の規定による指定を受けた者

十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第

九十九条第一項の規定による指定を受けた者

九十九条第一項の規定による指定を受けた者